

## 令和5年第2回南関町議会臨時会（第1号）

令和5年5月19日

午後2時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

6番 中村 正雄 君

7番 杉村 博明 君

日程第2 会期決定について

日程第3 議案第27号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(南関町税条例の一部を改正する条例)

日程第4 議案第28号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第5 議案第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(令和4年度南関町一般会計補正予算(第9号))

日程第6 議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(令和5年度南関町一般会計補正予算(第1号))

日程第7 議案第31号 財産の処分について

日程第8 議案第32号 令和5年度南関町一般会計補正予算(第2号)について

日程第9 議案第33号 物品売買契約の締結について

### 2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 福 山 美 佳 君

2番 伊 藤 博 長 君

3番 矢 野 修 一 君

4番 西 田 恵 介 君

5番 北 原 浩一郎 君

6番 中 村 正 雄 君

7番 杉 村 博 明 君

8番 井 下 忠 俊 君

9番 境 田 敏 高 君

10番 山 口 純 子 君

11番 立 山 比呂志 君

12番 立 山 秀 喜 君

### 3. 欠席議員なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(7名)

町 長 佐藤 安彦 君 副 町 長 大木 義隆 君

教 育 長 谷口 慶志郎 君 総 務 課 長 坂田 浩之 君

税務住民課長 武田 博 君 福 祉 課 長 田代 由紀 君

教 育 課 長 城野 和則 君

### 5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 福山 光明 君 書 記 山下 飛鳥 君

開会 午前 10 時 00 分

- 議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。  
ただいまから令和 5 年第 2 回南関町議会臨時会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。  
議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

- 議長（立山秀喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 1 2 6 条の規定によって、6 番議員、7 番議員を指名  
します。

日程第 2 会期決定について

- 議長（立山秀喜君） 日程第 2、会期決定についてを議題にします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は本日 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

- 議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

- 議長（立山秀喜君） ここで町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。  
町長。

- 町長（佐藤安彦君） 皆様改めましてこんにちは。

令和 5 年第 2 回南関町議会臨時会の開会において、専決処分の報告及び承認を求める  
ことについて、財産の処分について、令和 5 年度一般会計補正予算について、物品売買契  
約の締結の御審議をお願いするにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

発生から 3 年以上が経過しました、新型コロナウイルス感染症も、ゴールデンウィーク  
終了後の 5 月 8 日には、感染症法上の取扱いが 2 類から 5 類へ緩和され、元どおりとは言  
えませんが、自由度が増したような新たな生活環境となったところであります。ただし、  
役場庁舎内においては、来庁者にも安心していただけるように、窓口の職員等は引き続き、  
マスクの着用や感染対策をしていくこととしております。また、今回が最後と思われる無  
償でのワクチン接種も始まっておりますので、しっかりと周知してまいりたいと考えて  
おります。

4 月 2 9 日、昭和の日には、4 年ぶりとなる第 3 9 回関所健康マラソン大会を新庁舎開  
庁記念として開催しましたが、今回は、これらの影響等もあり、6 0 0 名限定とした大会  
としました。当日は、小雨の決行でしたが、走り終えた参加者の皆さんからは、それにも  
かかわらず、「多くの方に応援してもらって、元気が出た」などとの声をいただき、改め

て関係者の皆様、町民の皆様に感謝しているところであります。次回の大会以降は人数の制限等もしないで、多くの方に参加いただける大会にしていければと考えております。

さて、本議会臨時会におきましては、専決処分の報告及び承認を求めることについてが4件、財産の処分についてが1件、物品売買契約の締結についてが1件を提案させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、臨時会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

—————○—————

**日程第3 議案第27号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(南関町税条例の一部を改正する条例)**

○議長(立山秀喜君) 日程第3、第27号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長(武田 博君) 第27号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次ページをお願いします。南関町専決第3号、南関町税条例の一部を改正する条例の制定について。令和5年3月31日付で専決しております。今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、町税条例についても一部を改正し、同日から施行する必要がありましたので、地方自治法の規定により専決処分をさせていただいたところでございます。

それでは、次ページをお願いします。初めに、改正の概要につきまして、説明を申し上げ、その後、改正条文を説明させていただきます。概要としまして、まず個人住民税につきましては、令和6年1月1日に施行される森林環境税法及び同法施行令等に伴う改正についてのほか、軽自動車税では、原動機付自転車に係る3輪以上のもの、規格改正等などあります。また、固定資産税については、大規模修繕等行われたマンションに対する特例の改正について等になります。

続きまして、条例改正文について簡潔に御説明申し上げます。南関町条例第12号、南関町税条例の一部を改正する条例では、先ほど申し上げた森林環境税導入についてのこと。2ページ後の3行目の第82条の業務では、軽自動車税について、下から3行目の第10項では、固定資産税について、更に2ページ後の中段、附則からは、本条例の施行年月日、及び経過措置等を明記しております。

以上で、税条例の改正内容の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(立山秀喜君) ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(立山秀喜君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第4 議案第28号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

##### （南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

日程第4、議案第28号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（武田 博君） 第28号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて、御説明申し上げます。本議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1ページをお願いします。南関町専決第4号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。令和5年3月31日付けで専決しております。今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、町国民健康保険税条例についても、一部を改正し、同日から施行する必要がありましたので、地方自治法の規定により専決処分をさせていただいたところです。

それでは、次ページをお願いします。初めに改正の内容につきまして、説明を申し上げ、この後、改正条文を説明させていただきます。まず、改正内容としまして、後期高齢者支援金分を2万円引上げ、22万円とすること。保険税の軽減判定について。算定基礎、5割軽減が28万5,000円から29万円、2割軽減の算定基礎52万円から53万5,000円とするものなどでございます。

次に、条例改正文について御説明申し上げます。

南関町条例第13号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例本文においては、ただいま申し上げました旨や、特例対象被保険者等に係る課税の特例等を明記し、附則におきましては、施行期日等を規定しております。

以上で、町国民健康保険税条例の改正内容の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第5 議案第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

##### （令和4年度南関町一般会計補正予算（第9号））

○議長（立山秀喜君） 日程第5、議案第29号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 第29号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて、説明を申し上げます。令和4年度南関町一般会計補正予算（第9号）について。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3号の規定に南関町専決第2号、令和2年度南関町一般会計補正予算について令和4年度南関町一般会計補正予算（第9号）、別紙のとおり調製する令和5年3月31日専決内容につきましては、令和4年度南関町一般会計補正予算書（第9号）で説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,431万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,371万7,000円とするものです。2ページをお開きください。2ページと3ページは歳入についての補正額の一覧でございます。2款、地方譲与税は、1項地方揮発譲与税を22万6,000円減額して、1,327万4,000円とし、2項自動車重量譲与税に273万3,000円を追加して、3,973万3,000円とし、4項森林環境譲与税60万円を追加して、732万2,000円とし、総額を6,032万9,000円と、3款利子割交付金は1項利子割交付金を22万3,000円減額して、17万7,000円とする。4款配当割交付金は、1項配当割交付金、240万6,000円を追加して、340万6,000円とする。5款株式譲渡所得割交付金は、232万8,000円とする。6款法人事業税を1項法人事業税、881万7,000円を追加し、1,681万7,000円とする。7款地方消費税交付金は、2,285万6,000円を追加し、2億3,285万6,000円。8款ゴルフ場利用税交付金は、1項ゴルフ場利用税交付金、141万1,000円を追加841万1,000円、9款環境性能割交付金は1項環境性能割を464万9,000円とする。地方特例交付金は、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填25万3,000円を追加して、総額を667万1,000円とする。11款地方交付税は1項地方交付税、1,991万6,000円を追加して、22億5,492万5,000円とするものです。12款交通安全対策特別交付金は、交通安全対策特別交付金を20万3,000円減額して、

87万5,000円とする。16款県支出金は、2項県補助金4万8,000円追加して、2億7,550万1,000円とし、57億5万9,000円とするものです。18款寄附金は、寄附金を380万円減額して、1億4,380万円とするものです。

19款繰入金は、58万6,000円減額して、2,896万2,000円とするものです。21款諸収入は4項雑入に、203万4,000円追加して、5,073万6,000円、総額を5,604万4,000円とする。22款町債は、1項町債を3,450万円減額して、4億476万8,000円とするものです。補正前の歳入合計65億4,940万4,000円。2,431万3,000円を追加し、歳入合計を65億7,371万7,000円としております。

4ページは歳出についての補正額の一覧でございます。2款総務費は、1項総務管理費に3,608万4,000円を追加して、8億5,931万7,000円とし、総額を10億1,641万2,000円とするものです。5款農林水産業費は、2項林業費、161万2,000円を追加して、2,923万9,000円とし、総額を3億7,065万6,000円とする。7款土木費は、2項道路橋梁費821万2,000円減額して、3億1,408万5,000円、3項河川費を580万4,000円減額して、4,771万6,000円とし、総額を6億5,807万8,000円とするものです。8款消防費は1項消防費の財源組替えでございます。9款教育費は、2項小学校費及び5項保健体育費の財源組替えでございます。10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費は、財源の振替でございます。12款予備費は1項予備費、3万3,000円追加して、1,668万1,000円とするものです。補正前の歳出合計65億4,940万4,000円、2,431万3,000円を追加して、歳出合計を65億7,371万7,000円としております。

5ページは、繰越し明許費の補正でございます。5款農林水産業費、1項農業費、農業ため池ハザードマップ作成事業を1,000円追加し、2,577万2,000円とし、7款土木費、2項道路橋梁費の道路新設改良事業を1億2,461万5,000円とし、1款災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業、721万円減額して、3,129万9,000円としております。

6ページをお開きください。地方債の補正でございます。限度額を道路橋梁整備事業は、1億3,950万円とし、河川整備事業は860万円とし、自然災害防止対策事業は3,740万円とし、学校教育施設整備事業は2,110万円とし、消防防災施設整備事業は2,270万円とし、社会教育、施設整備事業は1,690万円としております。7ページから10ページまでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

9ページをお開きください。9ページから12ページまでは歳入についての説明でございます。額の確定によるものでございます。13ページをお開きください。13ページからは歳出についての説明でございます。ほとんどが歳入の額の確定による財源組替えによるものでございますが、2款総務費、1項総務管理費、6目財政調整基金費の24節積立金に6,100万円を追加しております。これは地方税、地方消費税交付金等の歳入が当初見込みに対し、上振れしたことによるものです。18目ふるさと寄付金の24節、

積立金は、ふるさと南関応援寄附金基金積立金を2,322万4,000円を減額しております。子育て支援事業や移住定住促進、財源を振り分けております。14ページの上段の5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費の24節、積立金に161万2,000円追加しております。これは森林環境譲与税基金への積立で、事業費の確定に伴う増額です。7款、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の14節工事請負費を821万2,000円減額し、3項河川費3目河川維持費の14節、工事請負を80万4,000円減額。これは事業費の確定による減額です。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第6 議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和5年度南関町一般会計補正予算(第1号))

○議長（立山秀喜君） 日程第6、議案第30号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 第30号議案、専決処分の報告、令和5年度一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので、報告し、承認を求めます。

1ページをお願いします。南関町専決第5号、令和5年度南関町一般会計補正予算について、令和5年度南関町一般会計補正予算(第1号)を別紙のとおり調製する。令和5年4月24日専決。内容につきましては、令和5年度南関町一般会計補正予算書(第1号)でご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ832万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出62億3,594万6,000円とする。2ページをお開きください。2ページは歳入についての補正額の一覧です。15款国庫支出金、2項国庫補助金832万8,000円を追加して、3億4,342万4,

000円、総額9億1,976万2,000円、補正前の歳入合計62億2,761万8,000円に832万8,000円を追加して、歳入合計を62億3,594万6,000円とするものです。

3ページは歳出についての補正額の一覧でございます。3款民生費は、2項児童福祉費に832万8,000円を追加して、5億1,863万円とし、総額を18億3,177万4,000円とするもので、補正前の歳出合計62億2,261万8,000円に832万8,000円を追加して、歳出合計を62億3,594万6,000円とするものです。4ページから5ページまでは、歳入歳出補正予算事項別明細書総括表でございます。

6ページをお開きください。6ページは歳入についての説明でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫、3節児童福祉費国庫補助金832万8,000円を追加するもので、事業費補助金750万円、事務費補助金8,000円としております。

7ページをお開きください。歳出についての説明でございます。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の3節職員手当等に時間外勤務手当として、6万3,000円を追加し、10節需用費に消耗品費として5万円を追加し、11節役務費2万8,000円を追加し、12節委託料に電算システム改修委託料として68万7,000円を追加し、18節負担金、補助及び交付金、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金（国事業分）として750万円を追加するものです。これらは低所得者の子育て世帯生活支援特別事業に伴う事務費になります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第7 議案第31号 財産の処分について

○議長（立山秀喜君） 日程第7、議案第31号、財産処分についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 第31号議案、財産の処分について、提案理由及び議案の説明

をいたします。提案理由としましては、旧延寿荘の土地・建物を処分するにあたり、地方自治法96条第1項第6号及び第8号の規定並びに議会の議決に付すべき及び財産の取得または処分に関する条例第3条の議会の議決を経る必要があるためでございます。それでは内容の説明をいたします。

処分する財産ですが、次のページをご覧ください。(1)土地につきましては、南関町大字上長田字立石592番、ほか5室で、総面積が9,620.43平方メートルです。(2)建物につきましては、老人ホーム2,770.05平方メートル、倉庫32.85平方メートル、慰霊堂10.20平方メートル、機械室7.87平方メートル。機械室15.75平方メートル、車庫45.98平方メートル、ポンプ室7.10平方メートルで、付属する設備及び備品等の物品を含む、としております。

前のページをお願いします。処分価格200万円。契約の相手、熊本県熊本市北区硯三川1,410番地。株式会社アース・セービング。代表取締役、北村和則でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長(立山秀喜君) ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(立山秀喜君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(立山秀喜君) 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(立山秀喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、財産の処分については、原案することに可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第32号 令和5年度南関町一般会計補正予算(第2号)について

○議長(立山秀喜君) 日程第8、議案第32号、令和5年度、南関町一般会計補正予算(第2号)についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂田浩之君) 第32号議案、令和5年度南関町一般会計補正予算(第2号)につきましてご説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,794万6,000円とする。2ページをお開きください。歳入でございます。17款財産収入は、2項財産売払収入200万円。予算総額を285万1,000円とするもので、歳入合計は補正前の62億3,594万6,000円に、補正額200万円を追加して、62億3,794万6,000円とするものです。3ページをお願いします。歳出でございます。2款総務費は、1項総務管理費を169万2,000円減額して、7億3,024万3,000円とし、予算

総額を1億8,850万9,000円とするものです。12款1項予備費は、369万2,000円を追加して、1,838万5,000円とするものです。歳出合計は補正前の62億3,594万6,000円。補正額200万円を追加し、62億3,794万6,000円とし、4ページ5ページは歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括表でございます。6ページをお開きください。歳入の内訳でございます。17款財産収入、1項財産売却収入、1目不動産売却収入、1節土地売却収入200万円を追加するものです。7ページをお願いします。歳出の内訳でございます。9延寿荘売却に伴い、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の10節需用費を133万2,000円減額し、11節、役務費を11万5,000円減額し、12節委託料を24万5,000円を減額し、12款1項1目、予備費に362万9,000円を追加するものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、令和5年度南関町一般会計補正予算(第2号)については、原案することに可決されました。

—————○—————

#### 日程第9 議案第33号 物品売買契約の締結について

○議長（立山秀喜君） 日程第9、議案第33号、物品売買契約の締結についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 第33号議案、物品売買契約の締結について、提案理由の提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由としましては、現在、給食センターで使用しております、立体炊飯システムが、経年劣化により、不具合が生じておりますことから、更新するもので、予定価格が700万以上の財産の取得又は処分に関する、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決を得る必要があるため、契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

それでは内容の説明をいたします。契約の目的、立体炊飯システム一式の購入。納入場所、南関町学校給食センター。入札の方法、指名競争入札。契約金額1,276万円。契約

の相手、熊本県熊本市東区湖東三丁目3番1号第2藤山ビル102。日本調理機株式会社熊本営業所所長、松山哲也。でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 以上で、本会議に付議されました案件は終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言、訂正などの字句の整理については、その整理を議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和5年第2回南関町議会臨時会を閉じます。

起立。礼。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午後2時40分